

レンタル約款

平素は、東京キデン株式会社のレンタル物件をご利用いただき、誠に有難うございます。
弊社のレンタル物件をご利用のお客様には下記約款条項をご了承いただいくものとします。

約款条項

第1条 (総則)

1. レンタル約款 (以下「本約款」という。) は、貸借人を甲、貸借人を乙として双方の契約関係について、その基本的事項を定める。
2. 乙は、甲に対して、本約款に記載する条件にて不動産賃貸借及びこれに基づくサービス (以下、不動産賃貸借及びサービスを総称して「レンタル」という。) を提供する。

第2条 (個別契約)

1. 物件毎のレンタル契約 (以下「個別契約」という。) は、甲及び乙が本約款に基づいて行う。
2. 甲は、物件名、数量、レンタル期間、物件の使用場所等の必要な事項を明確にして甲申込み、乙がこれを承諾することによって個別契約は成立する。
3. 個別契約において本約款と異なる事項を定めたときは、それが本約款に優先する。
4. 個別契約に関する取り決め事項は、事前に甲及び乙が協議のうえ決定する。

第3条 (レンタル期間)

1. レンタル期間は、乙の指定場所より出庫した日をレンタル開始日とし、乙の指定場所に入庫した日をレンタル終了日とする。
2. 個別契約に定めたレンタル期間の短縮又は延長については、乙の承諾を必要とする。

第4条 (レンタル料)

1. レンタル料は、基本的に物件の「賃貸借料」をいう。
2. レンタル期間中において、物件を使用しない期間又は使用できない期間があったとしても、事由の如何を問わず、甲は乙に対し、当該期間のレンタル料を支払わなければならない。

第5条 (物件の引渡し、免責)

1. 甲が乙から物件の引渡しを受けたときは、乙は甲に対して納品書を交付し、甲は借り受けた物件について受領書を乙に交付する。
2. 物件の引渡しは、原則として乙の事業所内とする。
3. 前項以外の場所にて物件の引渡しを行う場合は、それに要する一切の費用は甲の負担とする。
4. 物件の搬出・運送・積み降ろしなどに伴う事故は、甲が自ら行った場合又は甲が乙以外に依頼した場合は甲の責任とし、乙がこれを行った場合は乙の責任とする。
5. 乙は、地震、津波、噴火、台風及び洪水等の自然災害、電力制限、輸送機関事故、交通制限、甲の従業員ないし第三者との紛争又は第三者からの妨害、その他乙の責に帰さない事由により、物件の引渡しが遅滞、あるいは引渡し不能となった場合、その責を負わない。

第6条 (物件の検収)

1. 甲は、物件受領後直ちに、乙が発行する出荷案内状又は納品書並びに法令に定められた諸資料記載の内容に基づき物件の規格・仕様・性能・機能及び数量等について検収をし、物件に瑕疵がないことを確認する。
2. 甲は、物件の不適合・不完全・不足、その他瑕疵等を発見した場合、直ちに乙に連絡する。乙が甲の連絡を受けた場合は、乙の責任において物件を修理又は代替の物件を引渡す。

第7条 (物件の保管・管理)

1. 乙は、甲に対して引渡し時において物件が正常な性能を備えていることのみを担し、甲の使用目的への適合性については責任を負わない。なお、引渡し後、直ちに物件の性能の欠陥につき通知がなかった場合、物件は正常な状態で引き渡されたものとする。
2. 物件のレンタルに関し、乙の責に帰すべき事由によって乙が甲に対して損害賠償責任を負う場合、個別契約におけるレンタル料相当額を上限とし、現に甲が支出した直接損害に限るものとする。
3. 物件の不具合等に起因して甲又は第三者に生じた間接損害、特別損害、結果的損害(工事の遅れ、手待ち、待たし利益、減失利益、機会損失等)については、乙はその責を負わない。

第8条 (物件の保守・管理、月次点検)

1. 甲は、物件引渡しから返却が完了するまでの間、物件の使用、保管にあたっては善良なる管理者として、物件本来の用法・能力に従って使用し常に正常な状態を維持管理する。
2. 甲は、物件の使用前には、必ず始業点検を行って必要な整備を実施しなければならない。
3. 物件の保管・維持及び保守に関する費用は、全て甲の負担とする。
4. 月次点検及び自主点検を必要とする物件については、甲の責任と負担でこれを行う。乙がこれを行った場合はそれに要した費用を甲は乙に支払う。
5. 甲は、物件の設置、保管、使用によって第三者に損害を与えたときは、自己の責任において解決し、乙は一切の責を負わない。

第9条 (物件の検査)

1. 乙は、あらかじめ甲に通知し、レンタル中の物件の使用場所において、その使用方法並びに保管状況を検査することができる。この場合、甲は、積極的に協力しなければならない。

第10条 (禁止事項)

1. 甲は、物件を第三者に譲渡し又は担保に供するなど、乙の所有権を侵害する行為をしてはならない。
2. 甲は、物件の操作・取り扱いを有資格者以外に行わせてはならない。
3. 甲は、乙の書面による承諾を得なければ次の各号に定める行為をすることはできない。
 - 1) 物件を新たに装束、部品・付属品等を付着させること
 - 2) 物件の改造、あるいは性能・機能を変更すること
 - 3) 物件を本来の用途以外に使用すること
 - 4) 物件を、当初に納入した場所より他へ移動させること
 - 5) 個別契約に基づき賃借権を他に譲渡し、又は物件を第三者に転賃すること
 - 6) 物件について、質権・抵当権・譲渡担保権、その他一切の権利を設定すること
4. 物件に表示された所有者の表示を消滅、又は取り外すこと

第11条 (環境汚染物質下での使用禁止)

1. 甲は、放射能・アスベスト等の有害物質、病原体、その他の環境汚染物質等 (以下「汚染物質等」という。) の環境下で物件を使用しない。ただし、人命に係わる等の緊急事態においては、甲乙協議のうえ、合意した場合は、この限りでない。
2. 物件に汚染が生じた場合、甲は当該汚染物質等の除去又は廃棄処分を直ちに行うものとし、乙が甲に代わって行うことにより費用が発生した場合は、甲がこれを負担する。
3. 汚染された物件が返還された結果、乙又は第三者の生命、身体及び財産に損害が生じた場合、甲が一切の責任を負わなければならない。

第12条 (通知義務)

1. 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その旨を相手方に速やかに連絡すると同時に書面でも通知する。
 - 1) レンタル期間中の物件について盗難・滅失あるいは毀損が生じたとき
 - 2) 住所を移転したとき
 - 3) 事業者を変更したとき
 - 4) 事業の内容に重要な変更があったとき
 - 5) レンタル期間中の物件につき、第三者から強制執行、その他法的・事実的侵害があったとき
2. 物件について第三者が乙の所有権を侵害するおそれがあるときは、甲は自己の責任と負担で、その侵害防止に努めるとともに、直ちにその事情を書面にて乙に通知する。

第13条 (個別契約満了時の措置と物件の返還)

1. 個別契約満了時、甲は直ちに物件を個別契約で定める場所へ返還する。乙は、物件の返還を受けると同時に甲に受領書を交付する。
2. 返還に伴う輸送費及び物件の返還に要する一切の費用は、甲の負担とする。
3. 物件の返還は、乙指定場所にて甲乙双方の立ち会いのうえ行うこととする。ただし、甲が立ち会うことが出来ない場合、乙の検収に異議を申し立てることができない。
4. 物件の返還は貸出し時の状態で返還とする。返還時に毀損、汚損、欠品等が認められる場合、甲の責任において現状に復するか、または甲はその費用 (修理費、清掃費等) を乙に支払う。

第14条 (物件についての損害補償)

1. 地震、津波、噴火、台風及び洪水等の自然災害、その他原因の如何を問わず、甲にレンタル中の物件に損傷、又は滅失、盗難等が発生した場合は、甲は本約款に定める義務を免れない。
2. 物件の損傷に対して乙が修理を行った場合、甲はその修理費相当額を乙に支払う。
3. 物件の滅失、盗難等により乙の所有権を回復する見込みがない場合、若しくは物件返却時の検収において物件の損傷が著しく修理不能の場合、甲は物件の再調達価格相当額を乙に支払う。
4. 物件の修理並びに再調達に時間を要する場合、甲は休業損害に相当した補償金を乙に支払う。

第15条 (反社会的勢力等への対応)

1. 乙は、甲が次に掲げる事由に該当すると認める場合には、レンタル契約の締結に応じないものとする。また、レンタル契約を締結した後に、甲が次の各号に該当すると判明したときまたは該当したときは、乙はレンタル契約を解除するものとする。
 - 1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者 (以下「暴力団員等」という。)
 - 2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有する場合
 - 3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する場合
 - 4) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有する場合
 - 5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する場合
 - 6) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する場合
2. 甲または第三者を利用して次の一つにても該当する行為を行った場合
 - a) 暴力的な要求行為
 - b) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - c) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - d) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて乙の信用を毀損し、または乙の業務を妨害する行為
 - e) その他前各号に準ずる行為

第16条 (不法な要求行為等による損害賠償及び措置)

1. 甲は、不返還により発生した乙の全ての損害について賠償する責を負う。
2. 乙は、個別契約満了又は第19条に基づく契約解除にもかかわらず甲が物件を返還しない場合、一般社団法人日本建設機械レンタル協会 (同協会の名称が変更となった場合にはかかる名称変更後の協会。以下「レンタル協会」という) に報告し、不返還者リストに登録すると共に、必要な法的措置をとる。

第17条 (個人情報の利用目的)

1. 乙が甲又は甲の指定する者の個人情報を取得し、利用する目的は次のとおりとする。
 - 1) 第2条の個別契約の締結に際し、甲に関する本人確認及び審査を行うため
 - 2) 物件が不返還になった場合に、前条第2項の規定に基づき登録を行うため
2. 前項各号に定める目的以外に甲又は甲の指定する者の個人情報を取得する場合、乙は、あらかじめその利用目的を明示する。

第18条 (個人情報の登録及び利用の同意)

1. 甲が甲の指定する者は、次の各号のいずれかに該当する場合、乙が取得した個人情報が、レンタル協会に4年を超えない期間、登録及び利用されることに同意する。
 - 1) 物件使用に関し、甲又は甲の指定する者の遅延行為により、その結果乙に行政処分が科せられたとき
 - 2) 物件使用に関し、甲又は甲の指定する者が重大なる行政処分を受けたとき
 - 3) 物件使用に関し、捜査機関による捜査が開始されたとき
 - 4) 物件の不返還があったとき
 - 5) レンタル料金を不払い及び支払い遅延があったとき
2. 前項の情報は、レンタル協会に加入する会員であるレンタル業者によって契約締結の際の審査のために利用される。

第19条 (契約の解除)

1. 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの催告をすることなく契約を解除する事ができる。
 - 1) 本約款又は個別契約の条項のいずれかに違反したとき
 - 2) レンタル料、修理費、その他乙に対する債務の履行を遅滞したとき
 - 3) 自ら返上し又は引受けた手形若しくは小切手が不渡りとなったとき、又は支払い不能若しくは支払停止状態に至ったとき
 - 4) 公租公課の滞納、民事再生、会社更生の手続開始の申立があったとき、又は清算に入る等事実上営業を停止したとき
 - 5) 物件について必要な保守・管理を行わなかったとき、あるいは法令その他で定められた使用方法に違反したとき
 - 6) 解散、死亡若しくは制限能力者、又は住所・居所が不明となったとき
 - 7) 信用状態が著しく悪化し、又はその恐れがあると認められる客観的な事情が発生したとき
 - 8) レンタル利用に関して、不正な行為 (違法行為又は公序良俗に違反する行為等) があったとき
2. 前項の規定に基づき乙が契約を解除した場合、甲は直ちに物件を乙に返還すると共に、物件返還日までのレンタル料及び付随する全ての費用を現金で乙に支払う。
3. 甲に第1項の一つに該当する事由が生じた場合、甲は当然に期限の利益を失い、残存する債務を直ちに現金で乙に支払う。

第20条 (乙の返還請求)

1. 甲は、前条より乙から物件の返還請求があった場合、直ちに個別契約で定める場所へ返還する。
2. 甲が物件の即時返還をしない場合、乙は物件の保管場所に立ち入り回収し、損害ある場合は甲はその損害を負担する。
3. 返還・回収に伴う輸送費その他一切の費用は、甲の負担とする。
4. 甲は、返還の際、物件の損傷、その他原状と異なる場合、その修理費用を負担する。
5. 物件の返還は、甲及び乙立会いで行い、甲がこれに立会わない場合、乙の検収結果に異議なきものとする。
6. 甲は、物件の返還が完了するまで、本約款に定められた義務を履行しなければならない。

第21条 (契約解除により、甲が損害を被ることがあっても、乙は全て免責とする。)

1. 個別契約期間中における中途解約は認めない。ただし、甲が特別の事由により申し入れ、乙が相当と認め場合はこの限りではない。
2. 前項において解約が認められた場合、甲は直ちに第13条の規定に基づく手続を履行する。

第22条 (解約損害金)

1. 第19条及び第21条により、物件が返還された場合は、甲はあらかじめ取り決めた損害金を支払う。ただし、取り決めのない場合は甲乙協議のうえ損害金を定める。

第23条 (秘密の保持)

1. 甲及び乙は、レンタル契約に伴い知り得た一切の情報を、契約終了後も他に漏らしてはならない。ただし、次のいずれかに該当するものについては、本約款の規定は適用しない。
 - 1) 開示者から開示を受けた際に告知された情報
 - 2) 開示者から開示を受けた後に過失又は本契約の違反によることなく告知となった情報
 - 3) 開示者から開示を受ける前に自ら知り得ていた情報
 - 4) 開示者とは無関係の情報源から適法に得た情報
 - 5) 開示された情報と無関係に独自に開発した情報

第24条 (連帯保証人)

1. 甲は、乙が要求する場合には連帯保証人を付けなければならない。連帯保証人は甲と連帯して契約上の義務を負う。

第25条 (公正証書)

1. 甲及び連帯保証人は、乙から請求があった場合、いつでも契約について強制執行認諾条項を付した公正証書を作成することに同意し、その費用は甲の負担とする。

第26条 (専属的合意管轄)

1. レンタル契約に基づく甲及び乙間の紛争に関しては、乙の本店又は支店所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

第27条 (消費税等の負担)

1. 消費税は、甲の負担とする。消費税額はレンタル約款の成立日の税率により計算したものとし、消費税額が増額された場合には、甲は直ちにその増額分を乙に支払うものとする。

第28条 (補則)

1. 本約款及び個別契約に定めなき事項については、甲及び乙は誠意をもって協議し解決する。
2. 乙は、本レンタル約款の内容を改定できるものとする。改定した場合は、乙のホームページにて掲示し、最新の約款を適用する。http://www.kiden.co.jp/
3. 本約款は2016年9月1日以後に締結される個別契約について適用する。

東京キデン 株式会社